

令和8年度

特別児童扶養手当

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事

兵庫県 県民局(センター)長

様

(請求者・受給者)

住所

氏名

私の令和7年所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。
この申立書により申し出る16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数は、所得税及び住民税における内容と相違ありません。

●所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の有無について

(参考)令和7年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満の方:平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた方

・ 有 (人)

・ 無

※いずれかに○をしてください。

●上記で有とした場合の16歳以上19歳未満(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた方)の控除対象扶養親族

	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	別居の場合の住所及び 令和7年中の就労の有無	※審査 該当の有無
1			平成 年 月 日	同居・別居	住所 就労 有 ・ 無	該当・非該当
2			平成 年 月 日	同居・別居	住所 就労 有 ・ 無	該当・非該当
3			平成 年 月 日	同居・別居	住所 就労 有 ・ 無	該当・非該当
4			平成 年 月 日	同居・別居	住所 就労 有 ・ 無	該当・非該当
※ 別居、かつ、就労有の場合は市町村長による証明書が必要な場合があります						計 人 (一般扶養親族 人)

(注意事項)

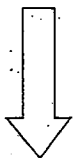
- この申立書は、「特別児童扶養手当認定請求書」又は「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する方が、前年(請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族について、ご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年(請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において、次のいずれにも該当する方をいいます。
 - ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)か、都道府県等から養育を委託された児童(いわゆる里子)である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年(請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年)分の所得税法上の合計所得金額が58万円以下である(令和6年までの所得の場合は48万円以下)
 - ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない
- 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。

「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」について

【平成22年度税制改正における扶養控除見直しについて】

平成22年度税制改正における扶養控除の見直しにより、平成23年度所得税及び平成24年度住民税から次のとおりとなりました。

- ① 年少扶養親族(16歳未満)の扶養控除廃止
- ② 16歳～19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分廃止
(16歳～19歳未満の扶養親族については、特定扶養親族から一般の控除対象扶養親族へ移行)



【(特別)児童扶養手当の対応について】

(特別)児童扶養手当施行令等の一部を改正し、次のとおり取り扱うこととなりました。

- ① 年少扶養親族(16歳未満)についても、扶養親族として加算
*この人数は、所得税及び住民税法上、届出ている扶養親族等になりますので、申立は不要
- ② 16歳～19歳未満の扶養親族についても、特定扶養親族として加算
*この人数は、所得税及び住民税法上確認出来ないため、申立書による申告が必要



【「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」の提出について】

(特別)児童扶養手当認定請求書又は児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当所得状況届を提出する方は、必ず「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」の提出が必要になりました。